

令和7・8年度岩国市建設工事等入札参加資格審査申請要領

岩国市総務部契約監理課

岩国市が発注する建設工事等の入札に参加するための資格の審査を受けようとする事業者は、次により書類を作成のうえ、提出してください。

なお、この資格審査を申請する場合、建設業者にあつては、経営事項審査を申請し結果が通知されていることが前提要件です。また、契約監理課で入札を行う工事及び工事に係る業務委託につきましては、令和4年度より電子入札を導入しておりますので、初めて岩国市建設工事等入札参加資格を申請される方は、併せて電子入札の環境整備を行ってください。詳しくは、ホームページをご覧ください。

1. 申請者の資格

申請区分	申請者の資格
建設業	建設業法第2条第3項に規定する建設業者のうち、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けて（申請して）いる者。かつ、申請日時点において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」である者。
測量業	測量法第10条の3に規定する測量業者
土木関係建設コンサルタント業務	営業を営んでいる者
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を受けている者。ただし、建築設備（建築基準法第2条第3号に規定するものをいう。）に係る設計又は工事監理に関する業務を営む者については、この限りではない。
地質調査業	地質調査業者登録規程第2条の規定により登録を受けている地質調査業者営業を営んでいる者。ただし、業務に関し法律上登録を必要とするものにあつては、当該登録を受けているものに限る。
補償関係コンサルタント業務	(例) 不動産の鑑定評価に関する法律第2条第3項に規定する不動産鑑定業者 建築士法第23条第1項の規定により登録されている建築士事務所 土地家屋調査士法第8条の規定により登録されている土地家屋調査士 測量法第10条の3に規定する測量業者

2. 申請者の区分

建設業と測量、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント業務（以下「測量、建設コンサルタント等」という。）とは区分して申請することとなりますので、同一企業が建設工事と測量、建設コンサルタント等の入札参加を希望する場合は、別々に申請書を作成してください。

3. 審査基準日（数値の確定時期）

- (1) 建設業 …… 申請書に添付する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の審査基準日（営業年度の終了日）とします。
- (2) 測量、建設コンサルタント等 …… 申請書を提出する年の1月1日とします。

4. 受付期間・資格有効期間（消印有効）

	受付期間	資格有効期間
当初	令和7年1月16日～令和7年2月15日	令和7年4月1日～令和9年3月31日
追加1	令和7年9月1日～令和7年9月10日	令和7年10月1日～令和9年3月31日
追加2	令和8年3月1日～令和8年3月10日	令和8年4月1日～令和9年3月31日
追加3	令和8年9月1日～令和8年9月10日	令和8年10月1日～令和9年3月31日

※申請後、書類に不備がある場合は、岩国市より訂正等の指示をしますので、早急に対応して下さい。書類訂正等が完了しない場合は受付完了とみなしません。

5. 申請方法

郵送または信書便での送付（特定記録郵便等の配達記録が残る方法で送付してください。）

※到着確認の電話対応には応じられません。受付印を求めるはがきや返信用封筒等（資格審査結果通知用の官製はがきを除く）の同封もご遠慮ください。

- ・受付期間末日の消印のあるものまでを有効とします。
封筒に「建設工事等入札参加資格審査申請書在中」と記入してください。
- ・持参による際は、平日の9時～17時（12時～13時を除く）に提出が可能ですが、その場で審査は行いません。原則郵送での提出にご協力ください。
- ・上記2年間に同一事業者が二度申請書類を提出することはできません（異業種の追加等は可）。

《郵送先》

〒740-8585

岩国市今津町一丁目14番51号

岩国市役所総務部契約監理課 宛

6. 問い合わせ

岩国市総務部契約監理課（電話 0827-29-5064 又は 0827-29-5065、FAX 0827-22-8388）

7. 申請書及び添付書類

申請者は、次の(1)から(17)までの書類のうち必要なものを「提出書類確認表」で確認して、確認表に記載された順番にA4判サイズの紙ファイル（色指定なし）に綴じ、提出してください。紙ファイルの表紙と背表紙に社名を記入してください。

提出部数は1部です。

全ての提出書類（資格審査結果通知用官製はがきを含む）について、消せるペン等加除訂正できる筆記用具での記入はしないでください。

資格審査結果通知用官製はがきは、紙ファイルの表紙にクリップ留めをしてください。

岩国市の様式（第1号様式から第8号様式まで）のうち、競争入札参加資格審査申請書（第1号様式）、使用印鑑届（第5号様式）、暴力団排除に関する誓約書（第6号様式）、役員等名簿及び照会承諾書（第7号様式）は、所定の様式で提出してください。それ以外は、岩国市の様式に記載されている項目を満たすものであれば任意様式でかまいません。

(1) 提出書類確認表

申請前に、この確認表で提出書類に不備がないかを確認してください。

建設業者で本社（本店）を岩国市内に有する場合は「市内」、県内又は県外に有する場合は「市外」で確認してください。

会社名の欄は、申請者名を記入してください。

書類の内容を問い合わせることがありますので、申請担当者、電話番号、FAX番号の欄は書類を作成した内容について分かる方の氏名、連絡先を記入してください。

(2) 競争入札参加資格審査申請書 (第1号様式)

建設業者は、第1号様式(その1)、測量、建設コンサルタント等業者は第1号様式(その2)を使用し、申請書を作成してください。

申請日は必ず記入してください。

申請者(本社(本店))の住所が登記上と異なる場合は、実際の所在地を記載し、余白にその旨を記入してください。

入札参加を希望する建設工事の業種欄に記入もれのないよう十分注意してください。

(3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

建設業者は、建設業法第27条の23の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事から通知を受けた最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(審査基準日から1年7ヶ月以内のもの)を添付してください。

※審査基準日から1年7ヶ月を経過した通知書の写しでは入札に参加することができないので、継続的に審査を受けて、適宜、有効な写しを提出してください。

測量、建設コンサルタント等業者については、不要です。

(4) 測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類の写し (2年分)

測量業者は必ず添付してください。営業実績のない業者については、添付の必要はありません。

(5) 現況報告書の写し (2年分)

建設コンサルタント登録規程第2条に登録されている土木関係建設コンサルタント(以下「建設コンサルタント登録業者」という。)、補償コンサルタント登録規程第2条により登録されている補償コンサルタント(以下「補償コンサルタント登録業者」という。)及び地質調査業者は、必ず添付してください。ただし、登録を受けていない業者、営業実績のない業者については、添付の必要はありません。

土木関係建設コンサルタントで、建設コンサルタント登録規程第2条による登録を受けていない場合、又は補償関係コンサルタントで、補償コンサルタント登録規程第2条による登録を受けていない場合は省略できます。

確認印のある直近2年分を添付してください。

(6) 許可(登録)証明書又は許可(登録)通知書の写し

1ページに定める「申請者の資格」を有することが確認できる証明書等の写しを提出してください。

なお、電気工事の入札参加を希望する市内建設業者で、電気工事業の登録又は届出をしている者は、その登録証又は届出証の写しを添付してください。

土木関係建設コンサルタントで、建設コンサルタント登録規程第2条による登録を受けていない場合、又は補償関係コンサルタントで、補償コンサルタント登録規程第2条による登録を受けていない場合は省略できます。

建築設備に係る設計又は工事監理に関する業務に係る申請をする場合は省略できます。

(7) 営業所一覧表 (第2号様式) (任意様式可)

本社(本店)又は主たる営業所が岩国市内にある事業者は、提出不要です。

測量法第55条の8第1項の規程に基づく書類又は現況報告書の写し(2年分)を提出した場合は省略できます。

支店長等に代理権を与えた場合は、委任先の支店等の下に赤線を引いてください。

(8) 建設工事等経歴書・公共測量等経歴書 (第3号様式) (任意様式可)

直前2年間に於いて完成した工事等及び未完成工事等(公共測量等及び未了の公共測量等)について主なものを記入してください。

工事等(公共測量等)の種類ごとに別葉で作成してください。

測量法第55条の8第1項の規程に基づく書類又は現況報告書の写し(2年分)を提出した場合は省略できます。

入札参加を希望する建設工事の業種のみ提出してください。

(9) 技術者経歴書 (第4号様式) (任意様式可)

「測量、建設コンサルタント、地質調査業者等」業者のみ提出してください。

申請日時点で在籍する技術者(臨時、パート、非常勤職員等を除く。)を記入してください。

公共測量等の種類ごとに別葉で作成してください。

なお、市内の測量、建設コンサルタント等業者は、資格・免許証の写しを添付してください。

現況報告書の写し(2年分)を提出した場合は省略できます。

※測量部門を申請する業者は必ず提出してください。

(10) 技術職員名簿及び技術職員実務経歴調書

市内の建設業者のみ提出してください。

経営規模等評価申請書に添付した「技術職員名簿」及び「技術職員実務経歴調書」の写しに、入札参加資格申請をする日現在で、職員の異動等があれば朱書で加除訂正したものを提出してください。

また、「技術職員名簿」の資格区分が消防法の「168」「169」コードの場合、技術者の資格者証交付番号欄に指定区分を明示してください。

(11) 完納証明書(市税)〈写し可〉

市内に本社(本店)、支店、営業所等を有する申請者は、岩国市の市税完納証明書(本庁又は各総合支所で発行※)を提出してください。

個人の場合で市県民税非課税のときは、岩国市の課税証明書(本庁又は各総合支所で発行)を提出してください。

※市税の納付確認には、金融機関等で納付されてから10日程度日数を要します。納付後2週間以内に完納証明を申請される場合は、申請の際、領収書(口座振替の場合は記載済の通帳)をご提示ください。

※完納証明書は申請受付開始日前3ヶ月以内に発行されたもの(写し可)を添付してください。

(12) 納税証明書(国税)〈写し可〉

国税の未納税額がないことを証明した納税証明書(個人の場合は、その3の2「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」、法人の場合は、その3の3「法人税」と「消費税及び地方消費税」)を提出してください。(税務署で発行。e-Taxを使ったオンライン請求ができます。)

※納税証明書は申請受付開始日前3ヶ月以内に発行されたもの(写し可)を添付してください。

(13) 商業登記簿謄本〈写し可〉又は身分証明書〈写し可〉

法人は商業登記簿謄本を添付してください。

個人は本籍地の市町村が発行する身分証明書を添付してください。

商業登記簿謄本及び身分証明書は申請受付開始日前3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

(14) 使用印鑑届(第5号様式)

代表者印を押印してください。支店長、営業所長等に代理権を与えた場合には、委任先の印鑑(支店長之印、営業所長之印)等を使用印として届け出てください。

(15) 暴力団排除に関する誓約書(第6号様式)

(16) 役員等名簿及び照会承諾書(第7号様式)

法人の場合は役員(代表者及び監査役を含む)全員、個人の場合はその事業主を記入してください。

支店長、営業所長等に代理権を与えた場合は、その支店長、営業所長等の代表者も記入してください。

(17) 事務所等位置図・写真(第8号様式)

下記の①から③に該当する場合は、提出が必要です。

①新規登録

令和5・6年度に登録がなく、新たに、岩国市内に本社(本店)、又は主たる営業所等の事務所を登録する場合

②市外からの移転

令和5・6年度に岩国市外に本社(本店)、又は主たる営業所等の事務所の登録があり、新たに、岩国市内に本社(本店)、又は主たる営業所等の事務所を登録する場合

③市内での移転

令和5・6年度登録から、岩国市内で本社(本店)、又は主たる営業所等の事務所を移転した場合位置図は、本社(本店)、又は主たる営業所等の所在地図を記載してください。住宅地図、デジタル画像、パンフレット等所在を確認できるものであれば添付も可とします。

※常駐する従業員がいない場合は事務所として認められません。

(18) 委任状 (任意様式可)

支店長、営業所長等に代理権を与えた場合は必ず提出してください。代理権を複数与えることはできません。

入札及び見積書の提出権限、契約締結権限が委任されているものに限り、受任者と認定します。任意様式も可としますが、A4判で作成し、委任者の押印が必要です。

※代理権を与える支店・営業所等の変更、代理権の新設は随時の変更届では受け付けていません。変更、新設を希望する場合は、競争入札参加資格審査申請書(第1号様式)及び申請関係書類を添付し追加受付期間に申請が必要です。

※営業所の閉鎖、住所変更、人事異動による支店長・営業所長等の変更については随時変更届で受け付けます。

(19) 官製はがき(85円・資格審査結果通知用)1枚

資格審査結果通知用の官製はがきです。表面に郵便番号、住所及び会社名を記入、裏面は白紙のまま1枚提出してください。官製はがき以外での提出はご遠慮ください。

(20) 官公需適格組合競争入札参加資格審査申請書

様式は別に定めてありますので、申請書を提出される場合は、岩国市総務部契約監理課(TEL 0827-29-5064)へ問い合わせてください。